

令和 2 年度山梨県計画に関する 事後評価

令和 7 年 1 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【医療分】

〔事業区分2〕居宅等における医療の提供に関する事業 . . . 17

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

- ・ 令和 4 年 3 月 1 6 日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・ 令和 4 年 5 月 2 5 日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・ 令和 5 年 3 月 2 2 日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・ 令和 5 年 5 月 1 7 日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・ 令和 5 年 8 月 2 日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・ 令和 6 年 6 月 2 0 日 山梨県医療審議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画※¹や介護保険事業支援計画※²に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成30年度～令和2年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・ 高度急性期機能 1,178 床（H26）→ 535 床（R7）
- ・ 急性期機能 3,914 床（H26）→ 2,028 床（R7）
- ・ 回復期機能 928 床（H26）→ 2,566 床（R7）
- ・ 慢性期機能 2,348 床（H26）→ 1,780 床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140 箇所（H27）→ 154 箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20 箇所（H27）→ 23 箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| | 7 病院 (H28) → 9 病院 (R2) |
| ➤ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 | 50 箇所 (H27) → 56 箇所 (R2) |
| ➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 | 40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2) |
| ➤ 在宅療養支援歯科診療所 | 45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2) |
| ➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 | 83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2) |
| ➤ 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 | 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2) |

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～令和 2 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ➤ 地域密着型介護老人福祉施設 | 1,516 床 → 1,719 床 |
| ➤ 認知症高齢者グループホーム | 1,067 床 → 1,139 床 |
| ➤ 小規模多機能型居宅介護事業所 | 28 カ所 → 33 カ所 |
| ➤ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 3 カ所 → 7 カ所 |
| ➤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 8 カ所 → 16 カ所 |

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| ➤ 医療施設従事医師数 | 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5) |
| ➤ 就業看護職員数（常勤換算後） | 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5) |
| ➤ 養成所等卒業生県内就業率 | 75.6% (H29) → 75.6% (R5) |
| ➤ ナースセンター事業再就業者数 | 430 人 (H28) → 443 人 (R5) |
| ➤ MFICU 病床数 | 6 床 (H29) → 6 床 (R5) |
| ➤ NICU 病床数 | 30 床 (H29) → 30 床 (R5) |

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和 7 年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。

介護職員数 12,536 人 (H28) → 13,746 (R2)

2. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 718 床 (R5)
 - ・急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,207 床 (R5)
 - ・回復期機能 928 床 (H26) → 1,750 床 (R5)
 - ・慢性期機能 2,348 床 (H26) → 1,818 床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140 箇所 (H27) → 109 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20 箇所 (H27) → 10 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7 病院 (H28) → 18 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 43 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40 箇所 (H27) → 59 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 46 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 186 箇所 (R4)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0 箇所 (H29) → 2 箇所 (R5)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,632 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,121 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 29 カ所

- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 5カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8カ所 → 9カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数 1,924人（H28）→ 2,068人（R4）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9人（H28）→ 10,350.1人（R4）
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6%（H29）→ 73.0%（R6.3）
- ナースセンター事業再就業者数 430人（H28）→ 298人（R5）
- MFICU病床数 6床（H29）→ 6床（R5）
- NICU病床数 30床（H29）→ 27床（R5）

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は、令和2年度までに平成28年度から1,000人以上増加したものの、令和7年度までの需給改善に向けては、引き続き介護人材確保の事業に取り組む必要がある。

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業再就業者数は、現時点では目標に達していない。遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 小規模多機能型居宅介護事業所の整備により、支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- 令和7年度の需給改善に向けて、今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

令和２年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
- | | | | |
|--------|-------------|---|------------|
| ・急性期機能 | 1,962床(H26) | → | 1,353床(R7) |
| ・回復期機能 | 263床(H26) | → | 1,227床(R7) |
| ・慢性期機能 | 1,486床(H26) | → | 1,161床(R7) |

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 箇所 (H27) → 86 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 箇所 (H27) → 13 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
3 病院 (H28) → 4 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 箇所 (H27) → 30 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
22 箇所 (H27) → 25 箇所 (R2)

- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所 (H28) → 29 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所 (H27) → 58 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～令和 2 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 734 床 → 821 床
- 認知症高齢者グループホーム 677 床 → 713 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 9 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14 カ所 → 15 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 5 カ所

2. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

口中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,771 床 (R5)
 - ・回復期機能 263 床 (H26) → 690 床 (R5)
 - ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,296 床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 箇所 (H27) → 60 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 箇所 (H27) → 6 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3 病院 (H28) → 8 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 箇所 (H27) → 31 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22 箇所 (H27) → 35 箇所 (R4)

- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所（H28）→ 25 箇所（R5）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所（H27）→ 125 箇所（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 734 床 → 792 床
- 認知症高齢者グループホーム 677 床 → 695 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 6 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14 カ所 → 15 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 4 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

年度～令和２年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 368 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 231 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

２．計画期間

令和２年４月１日～令和８年３月３１日

□ 峡東区域（達成状況）

１．目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和７年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床（H26）→ 498 床（R5）
 - ・回復期機能 639 床（H26）→ 872 床（R5）
 - ・慢性期機能 587 床（H26）→ 341 床（R5）
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所（H27）→ 27 箇所以上（R4）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所（H27）→ 4 箇所以上（R4）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院（H28）→ 5 病院（R5）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所（H27）→ 12 箇所以上（R4）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 箇所（H27）→ 9 箇所（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所（H28）→ 11 箇所（R5）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所（H27）→ 27 箇所（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 368 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 231 床

- 小規模多機能型居宅介護事業所 6カ所 → 6カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 → 1カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 1カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和2年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
- | | | | |
|--------|-------------|---|------------|
| ・急性期機能 | 310 床 (H26) | → | 78 床 (R7) |
| ・回復期機能 | 26 床 (H26) | → | 102 床 (R7) |
| ・慢性期機能 | 124 床 (H26) | → | 83 床 (R7) |

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- | | | |
|----------------------------|--------------|------------|
| ➤ 訪問診療を実施する診療所・病院数 | 9 箇所 (H27) → | 10 箇所 (R2) |
| ➤ 退院支援を実施する診療所・病院数 | 2 箇所 (H27) → | 2 箇所 (R2) |
| ➤ 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 | 2 病院 (H28) → | 2 病院 (R2) |
| ➤ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 | 3 箇所 (H27) → | 4 箇所 (R2) |
| ➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 | 6 箇所 (H27) → | 7 箇所 (R2) |
| ➤ 在宅療養支援歯科診療所 | 2 箇所 (H28) → | 3 箇所 (R2) |
| ➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 | 3 箇所 (H27) → | 4 箇所 (R2) |

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114 床 → 143 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1 力所 → 2 力所

2. 計画期間

令和2年4月1日～令和8年3月31日

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～令和 2 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 387 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 4 カ所
-

2. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 624 床 (R5)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 188 床 (R5)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 76 床 (R5)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 19 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
0 病院 (H28) → 3 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
5 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 7 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 28 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 358 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 7 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況【医療分】

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.5（医療分）】 医療と生活をつなぐ看護人材等育成事業	【総事業費】 12,954 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）	
事業の期間	令和2年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病院完結型医療から地域完結型医療への移行推進によって在宅療養者の増加が見込まれる中、療養環境の充実を図るためには、在宅療養者が抱える様々な問題に対応できる人材の育成や、訪問看護ステーションの確保が必要である。	
	アウトカム指標： 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40施設（H27）→ 51施設（R3末）→ 55施設（R5）	
事業の内容（当初計画）	在宅療養者の抱える問題に対応できる人材を育成するための研修や、訪問看護師の養成研修・教育研修等を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・訪問看護師動機付け研修（計2日間・20人） ・新人訪問看護師教育研修（計4回・14人） ・新人訪問看護師採用育成支援研修（計29人） ・訪問看護師養成研修（計14日間・40人） ・在宅療養者関係職員研修（2日間・50人）	
アウトプット指標（達成値）	・訪問看護師動機付け研修（計2日間・3人） ・新人訪問看護師教育研修（計4回・29人） ・新人訪問看護師採用育成支援事業（計13人） ・訪問看護師養成研修（計11日間・33人） ・訪問看護師継続研修（1日間・11人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 24時間体制訪問看護ステーション55施設（R5）	
	（1）事業の有効性：在宅療養者の抱える問題に対応できる人材を育成することにつながった。 （2）事業の効率性：訪問看護師の拠点となる「訪問看護支援センター」に委託することで効率的に事業が執行された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.24（医療分）】 在宅医療支援拠点整備事業	【総事業費】 23,178 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	令和3年10月1日 ～ 令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化に伴い、在宅治療のニーズは増加してきているが、本県の訪問診療実施医療機関数は全国に比べ著しく低く、地域医療構想の実現に向け、在宅医療の更なる参入を促進する必要がある。 これまでの在宅医療への取り組みの多くは人力に頼っていることが現実であり、24時間体制での関係者間での連携など、参入や運営のハードルも比較的高い。一部で先進技術を用いた取り組みも行われているが、導入や維持経費が高額であることから、現実的には十分な広がりを見せていない。	
	アウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 施設（H27） → 154 施設（R2） ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設（H27） → 56 施設（R2） ・在宅療養支援病院数・診療所数 71 箇所（H28）⇒ 78 箇所（R5）	
事業の内容（当初計画）	迅速かつ適切な在宅医療を提供するため、ウェアラブル端末やスマートフォンにより在宅患者の生態情報を取得し、AI を用いてリアルタイムに医療判断を行う在宅医療支援拠点の整備に対し助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	ウェアラブル端末により生態情報を取得する患者数 50 人（R5）	
アウトプット指標（達成値）	ウェアラブル端末により生態情報を取得する患者数 94 人（R5）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・在宅療養支援病院数・診療所数 71 箇所（H28）⇒ 79 施設（R6）	
	（1）事業の有効性 アウトプット指標は本事業により、関係者間のシステム化による安心安全な在宅医療体制を構築し、多くの患者が活用できる環境の整備に取り組んでいる。	

	(2) 事業の効率性 大学病院や市町村と連携することにより、効率的に事業を実施している。
その他	